

目的：被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的として、平成23年度第3次補正予算において創設。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：23年度第3次補正予算 1兆5,612億円（事業費 1兆9,307億円）

24年度政府予算案2,868億円（事業費3,584億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

道路整備事業（補助金）

土地区画整理事業（補助金）

防災集団移転促進事業（補助金）

農業農村整備事業（補助金）

漁業集落整備事業（補助金）

学校整備事業（補助金）

病院耐震化事業（補助金）

浄化槽整備事業（補助金）

基幹事業・・・5省40事業

被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業等（関連事業））

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

（補助率80%、基幹事業費の35%を上限）

基幹事業

都市公園整備事業
防災集団移転促進事業
都市防災推進事業
市街地再開発事業

効果促進事業等 （関連事業）

(例)
災害発生時の避難路を整備
低地の市街地とを結ぶバス路線整備
ハザードマップを作成
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の緩やかな資金を確保。